

日常生活支援住居施設における 居宅移行支援加算の支払代行事務について

東京都国民健康保険団体連合会

このページは白紙です。

1. 措置費支払代行事業について

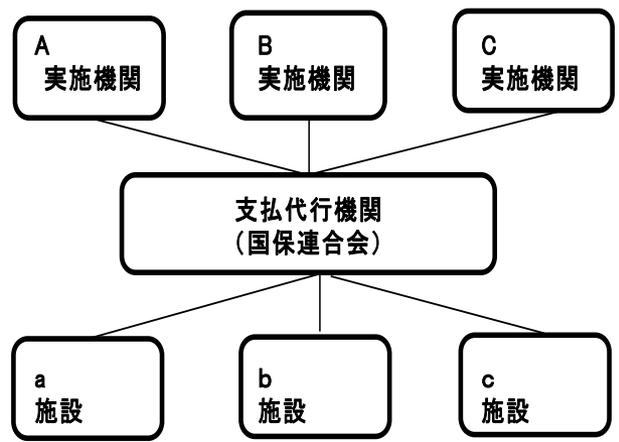
社会福祉施設に対する措置費は、原則、被措置者の入所等を委託した措置の実施機関(福祉事務所等)が直接施設へ支払うものですが、実施機関及び施設双方の事務処理の負担を軽減するため、支払代行機関が各実施機関から措置費を一括して受領し、これを各施設からの請求に基づき、一括して支払う事業のことを「措置費支払代行事業」と呼称しています。

地方自治法に基づき、自治体と本会が措置費支払代行事務委託契約を締結することで、本事業を実施しています。本会では、東京都福祉局からの要請を受け、平成21年4月に東京都福祉保健財団から事業を引継ぎました。

日常生活支援住居施設(以下「日住」という。)については、令和3年4月実績分から、日常生活支援委託事務費(以下「委託事務費」という。)の支払代行を開始しています。

【参考: 令和7年3月末現在】

区分	実施機関数	施設数 (都外施設含む)	支払代行実績 (令和6年度累計)
生保法	区市(69) 東京都(5)	救護施設(30) 更生施設(10) 通所事業(25) 一時入所事業(10) 日常生活支援住居施設(102)	約5461百万円/約3万9千人
老人法	区市町村(69)	養護老人ホーム(77)	約6915百万円/約3万7千人



2. 居宅移行支援加算の概要

今般、日住の認定及び委託事務費の取扱いの一部改正(社援保発0513第1号)によって、令和7年4月1日から「居宅移行支援加算」が新設されました。本加算の概要は以下のとおりです。

◇支弁基準額：対象者1人当たり月額15,170円

ア 対象者

保護の実施機関において日住による居宅移行支援が必要と認める被保護者(当該施設の退所後1年以内の者に限る。)であって、居宅移行支援を希望する者。

イ 支援内容

定期的な訪問及び随時の相談(電話・メール・来訪など)を通じて、居宅生活を営む上での課題の把握、必要な情報提供や助言・相談、関係機関との連絡調整等の支援を行う。

ウ 支援方法(抜粋)

- ・ 原則として1月2回以上、対象者の居宅を訪問。
- ・ 随時の相談(電話・メール・来訪)により必要な助言を行う。

エ 支援期間

原則として12月間とする。ただし、対象者が延長を希望し、保護の実施機関がその必要性を認める場合は延長を可能とする。

3. 居宅移行支援加算の支払代行事務の方針

東京都福祉局からの依頼を受け、令和8年3月に行う令和8年2月分の清算処理から、本会にて本加算の支払代行を開始することとなりました。

なお、令和8年1月分以前の本加算については、令和8年2月分と合わせて、令和7年4月1日に遡及して清算処理を行います。

また、システム改修等作業に係る経費を抑える観点から、以下のとおり現行の措置費支払代行事務スキームを最大限活用して実施します。

No.	方針項目	内容
1	<u>施設種別の新設</u>	従前の日住（施設種別55）とは、請求内訳書等の既存システム成果物内で区分し、新たに施設種別56を設定し、「日住（居宅移行支援）」として運用を開始します。
2	<u>概算額・実績額の取扱い</u>	従前の日住と同様に、日住（居宅移行支援）についても前々月末日の支援対象人員数に基づく当月概算額を「0円」で算定し、前々月分清算結果額を事実上の確定額（実績額）とみなして支払代行を実施します。

4. 居宅移行支援加算の計算のポイント

① 居宅移行支援加算の単価は月額となります。

	居宅移行支援加算	日常生活支援委託事務費
支弁単価	月 額	日 額

② 被保護者に年金等の収入認定額があり、本人支払額が発生する場合には、従前の委託事務費と同様に充当処理を行います。

	居宅移行支援加算	日常生活支援委託事務費
計算方法	月額単価－本人支払額	{日額単価×(在所日数+入院日数≤6日)} －本人支払額

③ 当該月の支援実績が無い又は基準未満の場合、本加算は算定不可(支給非該当)となり、清算結果額(実績額)は「0円」が計上されます。

5. 変更通知書について(日住⇒本会)

増生様式第1号(施設用)

変更通知書(日住(居宅移行支援))

1

清算年月 年 月

施設番号	施設名
56 × × ×	〇〇ハウス3

2

課・係名

作成日

(フリガナ)

担当者名

電話 内線

No.	連絡区分	実施機関		被措置者(居宅移行支援対象者)		該当年月 (西暦)	開始月日		廃止月日		本人支払額 金額	不支給	備考			
		番号	実施機関名	番号	氏名(半角カタカナ)		理 由	月	日	理 由				月	日	
					姓											名
1	3	1234	〇〇福祉事務所	4444	シエン アキコ					8	6	15				
2	3	1234	〇〇福祉事務所	5555	キヨタク カズオ								1			
3	2	1234	〇〇福祉事務所		イコウ ヨシコ		1	6	1							
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																

4

5

6

7

3

(注)

- 連絡区分
- 2 登録
- 3 変更
- 4 氏名訂正を含む変更

開始理由

- 1 新規
- 2 新規(退院と同時)
- 5 措置替
- 6 措置替(退院と同時)

廃止理由

- 1 死亡
- 2 長期入院
- 4 帰宅・自立
- 5 措置替
- 8 その他

不支給

- 1 算定不可

国保連 使用欄	受付	入力	電話	確認
	月 日	月 日	月 日	月 日

- ① 居宅移行支援加算専用の様式により、対象者の異動情報を通知ください。当該専用様式は令和8年2月に本会ホームページへ掲載予定です。
- ② 施設番号(5桁)は本会において、「56」から始まる番号を採番します。
既存の日住の施設番号の「55」を「56」に置き換え、下3桁の番号は同一のものを
用います。
(例:「55001:ドミトリー落合」は、本加算の認定を受けた場合、「56001」が採番
されることとなります。)
- ③ 複数人世帯の場合は、世帯主1名のみ氏名を記載ください。
- ④ 対象者の本支援開始月日を記載ください。
- ⑤ 対象者の本支援廃止月日を記載ください。廃止月日は本支援を要しなくなった日
となります(令和7年6月14日で支援終了の場合、廃止月日は令和7年6月15日)。
- ⑥ 本加算に係る対象者の本人支払額を記載ください。
- ⑦ 訪問等の回数が2回未満等の理由により、本加算が算定不可(支給非該当)とな
る該当月においては、不支給の欄に「1」を記載ください。

※ 本支援実施日(訪問日等)について、本会への通知は不要です。

6. 清算内訳書について(本会⇒日住)

(措生様式第6号)

生活保護措置費清算内訳書

生活保護法

【施設別】

番号	施設名
56×××	〇〇ハウス3

令和**年 6月分

1 - 1 頁
東京都国民健康保険団体連合会

番号	実施機関名	開始・廃止・変更		諸コード				収入充当額 収入認定額	清算内訳								合計	備考							
		(1)	(2)	都費	期末	障害	在宅		放射	事務費	保護費	冬季加算	期末一時 扶助	障害者加算 1・2級	障害者加算 3級	在宅患者 加算			放射線加算 治療中	放射線加算 治療	移送費等				
1234	〇〇福祉事務所																								
4444	シエン アキコ		18 6 15	都費				0	15,170	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15,170	6
5555	キヨタク カズオ			一般				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	不可
6666	イコウ ヨシコ	01 6 1		一般				0	15,170	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15,170	
9999	●●福祉事務所																								
12345	キツキヨ タロウ			一般				0	15,170	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15,170	
67900	イタク アキコ			一般				0	15,170	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15,170	
	合計 5件							0	60,680	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60,680	

(開始コード)	(廃止コード)	(変更コード)	(諸コード)			(収入充当額)			
0 1 新規	1 1 死亡	障害者加算	在宅患者加算	放射線加算	期末一時扶助	障害者加算	在宅患者加算	放射線加算	全額充当した場合、充当額の前に*を表示 (清算内訳)
0 2 新規(退院と同時)	1 2 長期入院	認定	2 1	4 1	5 1	不支給	1	1	1
0 5 措置替	1 4 帰宅	取消	2 2	4 2	5 2	継続	2	2	2
0 6 措置替(退院と同時)	1 5 措置替					免除	5	5	5
	1 8 その他	6 1 短期入院							
		6 2 短期退院							

(備考)
 不可…居宅移行支援加算算定不可
 減7…個別支援計画減算 70 / 100
 減5…個別支援計画減算 50 / 100

- ① 施設番号(5桁)は本会において、「56」から始まる番号を採番します。
既存の日住の施設番号の「55」を「56」に置き換え、下3桁の番号は同一のものを
用います。
(例:「55001:ドミトリー落合」は、本加算の認定を受けた場合、「56001」が採番さ
れることとなります。)
- ② 被措置者番号(支援対象者番号)は本会で採番します。
- ③ 開始月日・廃止月日を表示します。
- ④ 本人支払額がある場合は、下段に変更通知書でお知らせいただいた本人支払
額を、上段に本加算からの充当額を表示します。
- ⑤ 本加算の清算結果額(実績額) (「居宅移行支援加算—本人支払額」)を「事務
費」欄に表示します。
- ⑥ 本加算を不支給処理した場合、「不可」を表示します。

7. 請求内訳書について(本会⇒日住)

(措生様式第5号)

生活保護措置費請求内訳書



【施設別】

令和**年 8月分

1— 1頁
東京都国民健康保険団体連合会

1		2										単価合計	措置人員	金	備考	
番号	施設名	事務費	事務費 (計画減算7)	事務費 (計画減算5)	保護費	冬季加算	期末一時 扶助									4
56×××	〇〇ハウス															
1234	〇〇 福祉事務所	15,170	0	0	0	0	0	0				15,170	2	0		
9999	●● 福祉事務所	15,170	0	0	0	0	0	0				15,170	2	0		
合計													2	4		0

(単価内訳) 事務費 (計画減算7) 事務費 (計画減算5) (金額)

施設番号55は日額単価を表示 日常生活支援委託事務費 (個別支援計画減算70/100) 日常生活支援委託事務費 (個別支援計画減算50/100) 施設番号55及び56は概算額を0円で算定 (備考)

その他施設番号は月額単価を表示 減7…個別支援計画減算 70 / 100 減5…個別支援計画減算 50 / 100

- ① 施設番号(5桁)は本会において、「56」から始まる番号を採番します。
既存の日住の施設番号の「55」を「56」に置き換え、下3桁の番号は同一のものを
用います。
(例:「55001:ドミトリー落合」は、本加算の認定を受けた場合、「56001」が採番さ
れることとなります。)
- ② 本加算の清算結果は「事務費」欄に表示します。
- ③ 本加算の単価は月額です。
- ④ 複数人世帯の場合は、世帯主の1名のみカウントされます。本支援における実際
の対象者数とは、必ずしも一致しません。
- ⑤ 実績払いを実現するため、委託事務費と同様、本加算の概算額算定結果を常に
「0円」とします。

8. 請求書について(日住⇒本会)

(措老様式第4号)

① 施設コード 56 | × | × | ×

請 求 書

8月分 概算金額 ①		0円	②
6月	概算金額 ②	0円	
	清算金額 ③	60,680円	
清算	差引過不足額 ④	60,680円	
	(③ - ②)		
請求金額 ⑤		60,680円	
(① + ④)			

生活保護措置費の令和* *年 6月分を清算し、令和* *年 8月分を請求いたします。

令和 年 月 日

東京都国民健康保険団体連合会
理事長 殿

施設名 ○○ハウス3

住 所

法人名

役職名 _____ 印
氏名 _____

T E L _____

(フリガナ)
担当者氏名 _____

- ① 本加算(施設種別56)を区分して、新たに請求書を作成願います。
施設番号(5桁)は本会において、「56」から始まる番号を採番します。
なお、請求書の様式に変更はありません。
- ② 実績払いを実現するため、委託事務費と同様、本加算の概算金額は常に「0円」としてください。

9. 支払代行取扱施設一覧について(本会⇒日住)

生活保護措置費支払代行取扱施設一覧 令和**年6月末日

施設				基準単価													
				事務費													
				令和7年度												令和8年度	
種別	番号	施設名	人員	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
			人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
更生	51XXX	〇〇荘	80	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000
救護	52XXX	〇〇寮	70	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000
通所	53XXX	〇〇寮(通所)	30	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000
通所	53XXX	〇〇寮(訪問)	30	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
一時	54XXX	〇〇時入所)	5	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000
日住	55XXX	〇〇寮	10	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
日居	56XXX	〇〇ハウス 3	5	15,170	15,170	15,170	15,170	15,170	15,170	15,170	15,170	15,170	15,170	15,170	15,170	15,170	15,170

※種別「日住」は日額単価を表示します。その他種別は月額単価を表示します。
 ※「日常生活支援委託事務費(個別支援計画減算70/100)」及び「日常生活支援委託事務費(個別支援計画減算50/100)」は日住のみ使用します。
 ※令和7年6月清算において改定した「基準単価」は、金額欄に網掛けをしています。

① 本加算の単価情報を日住の単価情報の下に追加します。
 なお、種別についての略称は以下のとおり。

種別	略称
更生施設	更生
救護施設	救護
保護施設通所事業	通所
保護施設一時入所事業	一時
日常生活支援住居施設	日住
日常生活支援住居施設(居宅移行支援)	日居

10. 当面の主なスケジュール

処理日程(予定)	清算月	日住	本会		福祉事務所
令和8年3月6日頃	2月分	【初回】異動情報通知 〈⇒本会〉	【初回】清算結果額算定(実績額及び遡及額)		【初回】異動情報通知 〈⇒本会〉
令和8年3月26日頃	2月分		【初回】清算結果額お知らせ (実績額及び遡及額) 〈⇒日住〉	【初回】清算結果額請求 (実績額及び遡及額) 〈⇒福祉〉	
令和8年4月6日頃	2月分	清算結果額請求 (実績額及び遡及額) 〈⇒本会〉			
	3月分	異動情報通知 〈⇒本会〉	清算結果額(実績額)算定		異動情報通知 〈⇒本会〉
令和8年4月10日頃	2月分				【初回】清算結果額交付 (実績額及び遡及額) 〈⇒本会〉
令和8年4月15日頃	2月分		清算結果額(実績額及び遡及額)支払〈⇒日住〉		
令和8年4月22日頃	3月分		清算結果額(実績額)お知らせ 〈⇒日住〉	清算結果額(実績額)請求 〈⇒福祉〉	

【この資料に関する問合せ先】
 東京都国民健康保険団体連合会
 介護福祉部 福祉事業課 措置費支払代行係
 担 当：陳野(じんの)・國則(くにのり)
 電 話：03-6238-0222
 E-MAIL：sochihi@tokyo-kokuhoren.or.jp